

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
文書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○農業振興地域の指定の一部改正……………	(農地調整課)	23
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	23
○土地改良法による道営換地計画の決定……………	(農業施設管理課)	23
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	23
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	24
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	24
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の一部改正…	(治山課)	24
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(維持管理防災課)	24
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	25
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	25
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	28

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	31
○特定調達契約に係る入札の公告の廃止……………	31
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)……………	32

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	32
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)……………	34
○特定調達契約に係る入札の公告……………	34

告 示

北海道告示第754号

昭和47年北海道告示第3389号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。
その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課及び北海道空知総合振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和2年12月8日

北海道知事 鈴木直道

美瑛地域の事項中「平成23年美瑛市告示第82号」を「令和2年美瑛市告示第101号」に改める。

北海道告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和2年12月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年12月8日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
京極	農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水	北海道後志総合振興局
滝上	農業用道路、区画整理、暗渠排水	北海道オホーツク総合振興局

北海道告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、共和町岩崎地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、令和2年12月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年12月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第757号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年12月8日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字朝日211の1・212の1・212の6・222・224から226まで、字桜丘193・195・198の1・201（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、192の1、194

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第758号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和2年12月8日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内664の1・664の4・666の1・667の2・668の1・668の2・676の2（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、664の5

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第759号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和2年12月8日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件変更予定保安林 上川郡東神楽町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び東神楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第760号

令和2年北海道告示第575号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）の一部を次のとおり改正する。

令和2年12月8日

北海道知事 鈴木直道

3の事項(1)アを次のように改める。

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

3の事項(1)イを削り、ウをイとし、エをウとする。

北海道告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

北海道知事 鈴木直道

1 道路の種類 道道

2 路 線 名 赤川函館線

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
函館市美原2丁目28番21地先から 同市美原2丁目28番5地先まで	前	25.00m	172.70m	—
	後	25.00mから 26.24mまで	172.70m	—

北海道告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、
この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

北海道知事 鈴木直道			
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
道道 苫小牧中央インター線 北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部	苫小牧市字高丘41番71地先（一般国道276号交点）から 同市字高丘41番18地先（高速自動車国道北海道縦貫自 動車道函館名寄線交点）まで	令和 2.12.13 午後3時	
道道 江差木古内線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	上磯郡木古内町字本町265番3地先から 同郡木古内町字本町235番1地先まで 上磯郡木古内町字大川24番10地先から 同郡木古内町字大川4番10地先まで	令和 2.12. 8 同	
道道 函館恵山線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	函館市鉄山町36番1地先から 同市鉄山町63番1地先まで	同	

北海道告示第763号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年12月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
本郷の沢1号沢川（Ⅱ－51－0580）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌郡小平町字本郷（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
桑園1の沢川（Ⅱ－51－0590）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌郡小平町字桑園（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊岡1の沢川（Ⅱ－51－0610）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌郡小平町字豊岡（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊岡2の沢川（Ⅱ－51－0620）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌郡小平町字豊岡、字菊岡（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
沖内1の沢川（Ⅱ－51－0660）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌郡小平町字沖内（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
沖内2の沢川（Ⅱ－51－0670）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌郡小平町字沖内（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
寧楽1の沢川（Ⅱ－51－0680）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌郡小平町字寧楽（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 七軒家の沢川（Ⅱ－51－0750） (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌郡小平町字寧楽（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 平和(1)（5－22－288） (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌郡小平町字平和、字寧楽（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 平和(3)（5－23－289） (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌郡小平町字平和、字寧楽（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 港町(2)（5－28－294） (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌郡小平町字鬼鹿田代（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 港町(3)（5－29－295） (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌郡小平町字鬼鹿田代（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 富岡(2)（5－31－297） (2) 土砂災害警戒区域の表示	留萌郡小平町字鬼鹿富岡（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大楢（5－33－299） (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌郡小平町字大楢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 寧楽(3)（5－35－301） (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌郡小平町字寧楽、字住吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 寧楽(4)（5－36－302） (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌郡小平町字寧楽、字住吉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 スキー場の沢（〈3〉－5－3） (2) 土砂災害警戒区域の表示 留萌郡小平町字小平町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 羽幌御料(1)（5－45－311） (2) 土砂災害警戒区域の表示 苫前郡羽幌町字上羽幌、字朝日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 羽幌御料(2)（5－46－312）
--	--

(2) 土砂災害警戒区域の表示 苫前郡羽幌町字上羽幌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上羽幌（５－４８－３１４） (2) 土砂災害警戒区域の表示 苫前郡羽幌町字上羽幌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 平（５－４４－３１０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 苫前郡羽幌町字平、字朝日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 第一栄（５－５２－３１８） (2) 土砂災害警戒区域の表示 苫前郡初山別村字栄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 富良野西学田二区１（Ⅰ－４－５５－２１９８） (2) 土砂災害警戒区域の表示 富良野市字清水山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 水車川（Ⅲ－４３－００２） (2) 土砂災害警戒区域の表示 富良野市字富良野尻岸馬内、字下御料、富良野市（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号	島ノ下沢川（Ⅲ－４３－００３） (2) 土砂災害警戒区域の表示 富良野市、芦別市芦別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 紅葉川支流川（Ⅱ－４３－０３６０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 富良野市字山部（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中藻牧場の沢川（Ⅱ－７６－０１５０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡西興部村字中藻（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上藻一の沢川（Ⅱ－７６－０１８０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡西興部村字上藻（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 瀬戸牛峠の沢川（Ⅱ－７６－０１９０） (2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡西興部村字中藻（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 奥興部（７－２５－４０３） (2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡西興部村字奥興部（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り
---	---

- 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
杉本の沢川（Ⅱ－05－0010）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡奈井江町字ナイエ川上流、字東奈井江（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
田中の沢川（Ⅱ－05－0020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡奈井江町字ナイエ川上流、字東奈井江（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
左2の沢川（Ⅲ－05－001）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡奈井江町字ナイエ川上流、字東奈井江（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
左3の沢川（Ⅲ－05－002）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡奈井江町字ナイエ川上流（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
左7の沢川（Ⅲ－05－005）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡奈井江町字茶志内、字東奈井江、字ナイエ川上流（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
左8の沢川（Ⅲ－05－006）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡奈井江町字茶志内、字東奈井江（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
左9の沢川（Ⅲ－05－007）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡奈井江町字茶志内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備えて縦覧に供する。）

北海道告示第764号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年12月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
桑園2の沢川（Ⅱ－51－0600）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌郡小平町字桑園（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
寧楽2の沢川（Ⅱ－51－0690）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌郡小平町字寧楽（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小平旭町2（Ⅰ－5－78－2295）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

留萌郡小平町字小平町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小平旭町3（Ⅱ－5－69－1650） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌郡小平町字小平町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小平平和（Ⅱ－5－71－1652） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌郡小平町字平和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 富良野西学田二区2（Ⅰ－4－56－2199） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 富良野市字清水山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中藻二の沢川（Ⅱ－76－0160） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡西興部村字中藻（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 柳橋の沢川（Ⅱ－76－0200） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡西興部村字中藻（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 忍路子沢川（Ⅱ－76－0280） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡西興部村字忍路子（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奈井江東奈井江1（Ⅰ－0－329－329） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字東奈井江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奈井江東奈井江2（Ⅰ－0－330－330） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字東奈井江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	--

奈井江奈井江（Ⅲ－０－225－225） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字茶志内美唄、字奈江原野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奈井江東奈井江３（Ⅲ－０－226－226） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字茶志内、字ナイエ川上流（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奈井江東奈井江５（Ⅲ－０－228－228） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字東奈井江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奈井江東奈井江５－１（Ⅲ－０－228－228－１） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字東奈井江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奈井江東奈井江６（Ⅲ－０－229－229） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字東奈井江、字奈井江（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奈井江東奈井江７（Ⅲ－０－230－230） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字東奈井江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奈井江東奈井江８（Ⅲ－０－231－231） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字東奈井江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 宮村の沢川（Ⅱ－05－0030） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字奈井江、字東奈井江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 温泉の沢川（Ⅰ－05－0040） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字東奈井江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
--	--

	総合振興局告示及び振興局告示
次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 左4の沢川（Ⅲ－05－003） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字ナイエ川上流、字東奈井江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 左5の沢川（Ⅲ－05－004） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字ナイエ川上流（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 宮村下の沢川（Ⅲ－05－008） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字奈井江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 左2の沢川（Ⅲ－05－010） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡奈井江町字東奈井江（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備えて縦覧に供する。）	北海道後志総合振興局告示第10号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年12月8日 北海道後志総合振興局長 北 谷 啓 幸 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) ロータリ除雪車（1.5m／800 t 級） 1 台（ロータリ除雪車（1.3m／750 t 級） 1 台と交換） (2) 除雪トラック（10 t 級 6 × 6 専用型） 1 台（除雪トラック（10 t 級 6 × 6 専用型） 1 台と交換） (3) 除雪トラック（7 t 級 4 × 4 専用型） 1 台 2 落札を決定した日 令和2年11月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1 の(1) ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地 (2) 1 の(2)及び(3) ア 氏 名 UDトラックス北海道株式会社 イ 住 所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号 4 落札金額 (1) 30,569,000円 (2) 51,700,000円 (3) 43,835,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年10月13日付け北海道後志総合振興局告示第9号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道胆振総合振興局告示第72号

令和2年北海道胆振総合振興局告示第69号（特定調達契約に係る入札の公告）は廃止する。 令和2年12月8日 北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志 北海道渡島総合振興局告示第123号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年12月8日 北海道渡島総合振興局長 鳴海 拓史 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部その1） 一式（1月当たりの単価） 1台分 (2) 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部その2） 一式（1月当たりの単価） 2台分 (3) 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部その3） 一式（1月当たりの単価） 1台分 2 落札を決定した日 令和2年11月12日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)及び(3) ア 氏 名 函館トヨタ自動車株式会社 イ 住 所 函館市昭和4丁目22番5号 (2) 1の(2) ア 氏 名 日本カーソリューションズ株式会社 イ 住 所 東京都千代田区外神田4丁目14番1号 4 落札金額 (1) 32,557円 (2) 62,480円 (3) 32,557円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年10月16日付け北海道渡島総合振興局告示第114号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道十勝総合振興局告示第130号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	令和2年12月8日 北海道十勝総合振興局長 水戸部 裕 1 落札に係る物品等の名称及び数量 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 7台分 2 落札を決定した日 令和2年11月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 帯広日産自動車株式会社 (2) 住 所 帯広市大通南29丁目2番地 4 落札金額 226,380円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年10月30日付け北海道十勝総合振興局告示第124号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課需品係 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁後志教育局告示第55号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年12月8日 北海道教育庁後志教育局長 中 澤 美 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 道立学校教育用パーソナルコンピュータ(A) 一式 15台分 イ 道立学校教育用パーソナルコンピュータ(B) 一式 7台分 ウ 道立学校教育用パーソナルコンピュータ(C) 一式 2台分 エ 道立学校教育用パーソナルコンピュータ(D) 一式 14台分 オ 道立学校教育用パーソナルコンピュータ(E) 一式 2台分 アからオまでについては、それぞれの入札とする。	

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 令和3年3月26日(金)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和2年12月8日(火)から同月16日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室(送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入札日時
- ア 1の(1)のAからUまで 令和2年12月24日(木)午後2時
- イ 1の(1)のE及びO 令和2年12月24日(木)午後3時30分
- ア及びイについて、送付による場合は、令和2年12月23日(水)午後5時までに必着とする。

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和2年6月2日付け北海道教育庁後志教育局告示第33号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ(<http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電話番号 0136-23-1979
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Personal computer(A) 15 sets
- b Personal computer(B) 7 sets
- c Personal computer(C) 2 sets
- d Personal computer(D) 14 sets
- e Personal computer(E) 2 sets
- B Bid tendering date and time :
- a to c 2:00 P.M., December 24, 2020
- d, e 3:30 P.M., December 24, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 23, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome,
Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979

北海道教育庁後志教育局告示第56号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年12月8日

北海道教育庁後志教育局長 中 澤 美 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ICT設備 一式
- 2 落札を決定した日
令和2年9月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 富士通リース株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 4 落札金額
79,816円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年8月28日付け北海道教育庁後志教育局告示第45号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道教育庁胆振教育局告示第56号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年12月8日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) タブレット型端末 (ChromeOS) 一式 59台分
(2) タブレット型端末 (WindowsOS) 一式 5台分
(3) タブレット型端末 (iPad Pro) 一式 75台分

- (4) パーソナルコンピュータ 一式 13台分
(5) パーソナルコンピュータ (Macbook Pro) 一式 3台分

2 落札を決定した日

- (1) 1の(1)、(2)、(4)及び(5) 令和2年11月18日
(2) 1の(3) 令和2年11月24日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(2)及び(5)
ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地
(2) 1の(3) 不調
(3) 1の(4)

- ア 氏 名 株式会社道南事務機器
イ 住 所 室蘭市寿町1丁目16番3号

4 落札金額

- (1) 235,490円
(2) 799,800円
(3) 不調
(4) 1,638,000円
(5) 941,900円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年10月23日付け北海道教育庁胆振教育局告示第51号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁渡島教育局告示第91号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月8日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア ノート型パーソナルコンピュータ（Ａ地区） 一式 38台分
 イ(ア) ノート型パーソナルコンピュータ（Ｂ地区） 一式 17台分
 (イ) デスクトップ型パーソナルコンピュータ（Ｂ地区） 一式 1台分
 ウ タブレット型パーソナルコンピュータ（Ｃ地区） 一式 25台分
 エ タブレット型パーソナルコンピュータ（Ｄ地区） 一式 13台分
- アからエまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 令和3年3月26日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、詳細仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和2年12月8日（火）から同月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階403号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原

- 4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和2年12月25日（金）午前10時（送付による場合は、同月24日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
 令和2年11月10日付け北海道教育庁渡島教育局告示第86号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のイ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9029
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Laptop 38 sets
- b(a) Laptop 17 sets
- (b) Desktop personal computer 1 set
- c Tablet personal computer 25 sets

d Tablet personal computer 13 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., December 25, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 24, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate,
Hokkaido 041-8557 Japan

Phone : 0138-47-9029
